

議会議案第3-13号
令和3年12月14日

葉山町議会議長 待寺 真司 様

教育民生常任委員会
委員長 荒井 直彦

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び葉山町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

国に対し、公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を求めるため提案するものであります。

国に私学助成の拡充を求める意見書

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。2020年度9月末に全国私立学校教職員組合連合が実施した「学費滞納調査」では、コロナ禍においても学費滞納率は前年度を大きく下回り、私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果となっている。

しかし、年収590万円未満世帯でも年額3万8千円の授業料負担が残り、施設整備費と合わせて19万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金を除いても約46万円の負担がある。多子家庭においてはさらに大きな負担となる。加えて、初年度には全国平均約16万円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁となっている。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私立高校の学費負担の自治体間格差解消のためにも、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯の拡大、支給対象拡大が求められる。

一方、コロナ禍における「密」を回避するための「少人数学級」、そのための「専任教諭増」などの実現は私立学校においても早急に取り組むべき喫緊の課題であり、そのための経常費助成金の大幅な増額も必要である。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 14 日

葉 山 町 議 会

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣